

## 仕様書 末田須賀堰予備発電設備室外照明取替工事

### 1 適用

この仕様書は、末田須賀堰予備発電設備室外照明取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。

### 2 工事場所

本工事の工事場所は以下のとおりとする。

埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀 1160

独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所

### 3 工事期間

本工事の工事期間は契約締結の翌日から 150 日間とする。

### 4 工事内容

照明設備 LED 化工事 40箇所

1) 既存設備の取り外し、撤去・処分及び LED 化照明機器の新設

2) 新設する LED 化照明機器の性能等

色：昼白色

調光：非対応

光源寿命：40,000 時間程度（光束維持率 85%）

3) 既存照明器具の規格は以下の通りである。

| 記号 | 名称                            | 規格          | 単位 | 数量 |
|----|-------------------------------|-------------|----|----|
| ①  | 40 形 埋込形 下面開放タイプ 300 幅        | FRS4-402    | 台  | 2  |
| ②  | 40 形 埋込形 下面開放タイプ 300 幅 非常用    | K1-FRS4-402 | 台  | 2  |
| ③  | 屋外用照明 シーリング 一体形 天井面取付         | FCL30w×1    | 台  | 1  |
| ④  | 40 形 防雨,防湿形 屋外(軒下)用 埋込形 300 幅 | FSS4MP-402  | 台  | 2  |
| ⑤  | 40 形 4000 直付形 230 幅           | FBF6-402    | 台  | 14 |
| ⑥  | 直付形 150 幅 一般タイプ               | FSS4-401    | 台  | 1  |
| ⑦  | 屋外用照明シーリング 一体型                | FCL30w×1    | 台  | 1  |
| ⑧  | 40 形 4000 直付形 笠付 一般タイプ        | FPR1-402    | 台  | 11 |
| ⑨  | 40 形 2000 直付形 笠付 一般タイプ        | FPR1-401    | 台  | 3  |
| ⑩  | 20 形 防湿形 ブラケット                | FBF2RP-201  | 台  | 2  |
| ⑪  | 浴室灯                           |             | 台  | 1  |

(参考品番)

| 記号 | 名称                          | 品番              |
|----|-----------------------------|-----------------|
| ①  | 40形 埋込形 下面開放タイプ 300幅        | MY-B440435/N    |
| ②  | 40形 埋込形 下面開放タイプ 300幅 非常用    | MY-440435C/N    |
| ③  | 屋外用照明 シーリング 一体形 天井面取付       | EL-WC1500N/W    |
| ④  | 40形 防雨,防湿形 屋外(軒下)用 埋込形 300幅 | MY-WV440531/N   |
| ⑤  | 40形 4000 直付形 230幅           | MY-V440431/N    |
| ⑥  | 直付形 150幅 一般タイプ              | MY-V420432/N    |
| ⑦  | 屋外用照明シーリング 一体型              | EL-WC1500N/K    |
| ⑧  | 40形 4000 直付形 笠付 一般タイプ       | MY-H440430/N    |
| ⑨  | 40形 2000 直付形 笠付 一般タイプ       | MY-H420430/N    |
| ⑩  | 20形 防湿形 ブラケット               | EL-LR-WF0600N/2 |
| ⑪  | 浴室灯                         | EL-WCE2602C     |

## 5 施工条件

(1) 施工場所は、以下のとおりである。

屋内

玄関、電気室、書庫、倉庫、厨房、食堂、シャワー室、脱衣所

屋外

外壁、ポーチ

(2) 工事場所における作業日・作業時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。

(3) 施工にあたっては、既存施設に損傷を与えないよう適切な養生を行うものとする。

## 6 建設副産物等

本工事において発生する建設副産物は、関係法令に基づき適切に処分するものとする。

## 7 機材の品質等

本工事に使用する機材は、仕様書に規定するもの、又はこれらと同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、機構担当職員の承諾を得るものとする。

## 8 成果品

工事における施工前後の写真を報告書として提出するものとし、機構担当職員の確認を受けるものとする。

## 9 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

以 上